

特定個人情報保護評価書(基礎項目評価書)

評価書番号	評価書名
6	生活保護関係事務 基礎項目評価書

個人のプライバシー等の権利利益の保護の宣言

青森県は、生活保護に関する事務における特定個人情報ファイルの取扱いにあたり、特定個人情報ファイルの取扱いが個人のプライバシー等の権利に影響を及ぼしかねないことを認識し、特定個人情報の漏えいその他の事態を発生させるリスクを軽減させるため、適切な措置を講じ、もって個人のプライバシー等の権利の保護に取り組んでいることを宣言する。

特記事項

○当システムにアクセスする際は、予め利用者を登録して個人毎のID、パスワードによる利用者の制限、IPアドレスによる利用可能端末の制限を行っている。
○アクセスや操作の状況は、当システムで記録を行っている。

評価実施機関名

青森県知事

公表日

令和3年9月8日

I 関連情報

1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務	
①事務の名称	生活保護関係事務
②事務の概要	<p>生活保護法(昭和25年法律第144号)による保護の決定及び実施、就労自立給付金及び進学準備給付金の支給、保護に要する費用の徴収に関する事務</p> <p>1 生活保護の申請があった場合、その内容をシステムにおいて登録・管理する。</p> <p>2 保護の決定のため必要な収入・資産等の状況把握にあたっては、システムから照会文書を出し、保険会社、金融機関、年金事務所等の各種機関へ照会を行う。</p> <p>3 照会に対する各種機関からの回答の内容をシステムにおいて登録・管理する。</p> <p>4 保護開始以降は、システムにて保護受給世帯の状況を管理し、その上で各世帯の保護費の計算を行う。</p> <p>5 保護費徴収事由が生じた場合には、徴収事務に関する支出内容を登録する。</p> <p>6 就労開始により保護廃止となった世帯に対して就労自立支援給付金を支給する場合は、システムにおいてその金額を算定し、支給決定を行う。</p> <p>7 医療機関受診、介護保険利用状況もシステムにおいて登録・管理を行い、調書決裁のうえ、必要な医療券及び介護券を当該医療機関・介護機関へ発行する。</p> <p>8 進学準備給付金を支給する場合は、システムにおいて支給決定を行う。</p>
③システムの名称	青森県生活保護電算システム
2. 特定個人情報ファイル名	
生活保護受給者ファイル	
3. 個人番号の利用	
法令上の根拠	<ul style="list-style-type: none"> ・行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(平成25年法律第27号。以下「番号法」という。)第9条第1項 別表第一の15の項 ・番号法別表第一の主務省令で定める事務を定める命令(別表第一省令)第15条(独自利用事務) ・番号法第9条第2項 ・青森県行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律施行条例の一部を改正する条例第3条第1項 別表第一の4の項
4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携	
①実施の有無	<p>[実施する]</p> <p style="text-align: right;"><選択肢> 1) 実施する 2) 実施しない 3) 未定</p>
②法令上の根拠	<p>○番号法第19条第8号 別表第二</p> <p>・情報照会の根拠 26の項</p> <p>・情報提供の根拠 9の項、10の項、14の項、16の項、18の項、20の項、21の項、24の項、26の項、27の項、28の項、30の項、31の項、37の項、38の項、50の項、53の項、54の項、61の項、62の項、64の項、70の項、87の項、90の項、94の項、104の項、106の項、108の項、116の項、120の項</p> <p>○番号法別表第二で定める事務及び情報を定める命令</p> <p>・事務 第19条</p> <p>・情報 第8条第1号イ、同条第2号イ、第9条第1号ニ、同条第3号ロ、同条第4号ニ、第11条第1号ニ、同条第2号ロ、同条第4号イ、第12条第1号又、同条第2号チ、同条第3号ハ、同条第4号リ、同条第6号チ、同条第8号又、第13条第2号イ、第14条3号イ、第17条第1号、第19条第1号又、同条第2号から6号、第20条第4号から5号及び7号から8号、同条第10号ロ、同条第11号、第21条第1号ハ、同条第5号及び6号、同条第8号から10号、第22条第2号から6号、同条第8号、同条第10号及び11号、第23条第1号、第24条第1号、第25条第8号ロ、第26条の4第1号、第27条第3号イ、第28条第1号ハ、同条第2号から5号、同条第7号から9号、第32条第1号イ、同条第2号イ、第33条第3号、第35条第1号、第39条第1号、第44条第1号又、同条第2号から6号、第47条第2号イ、同条第3号イ、同条第4号イ、同条第5号イ、同条第6号イ、同条第7号イ、同条第8号イ、同条第9号イ、同条第10号イ、同条第11号イ、同条第12号イ、同条第13号イ、同条第14号イ、同条第15号イ、同条第16号イ、同条第17号イ、同条第18号イ、同条第19号イ、同条第20号イ、同条第21号イ、同条第22号イ、同条第23号イ、第52条、第53条第1号ホ、同条第2号ニ、同条第3号ハ、第55条第1号リ、同条第6号ヘ、同条第7号ハ、同条第9号ホ、同条第10号ハ、同条第11号ホ、第59条の2第1号リ、同条第2号から5号、第59条の3第1号イ、同条第2号イ</p> <p>(独自利用事務)</p> <p>○番号法第19条第9号</p> <p>○青森県行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律施行条例の一部を改正する条例第3条第1項 別表第一の4の項(情報連携は平成30年3月以降)</p>

5. 評価実施機関における担当部署	
①部署	青森県健康福祉部健康福祉政策課
②所属長の役職名	課長
6. 他の評価実施機関	
7. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求	
請求先	東青地域県民局地域健康福祉部 福祉総室 中南地域県民局地域健康福祉部 福祉総室 三八地域県民局地域健康福祉部 福祉総室 西北地域県民局地域健康福祉部 福祉こども総室 上北地域県民局地域健康福祉部 福祉こども総室 下北地域県民局地域健康福祉部 福祉こども総室
8. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ	
連絡先	青森県健康福祉部健康福祉政策課 保護・援護グループ 030-8570 青森市長島一丁目一番一号 電話 017-734-9278

II しきい値判断項目

1. 対象人数		
評価対象の事務の対象人数は何人か	[1,000人以上1万人未満]	<選択肢> 1) 1,000人未満(任意実施) 2) 1,000人以上1万人未満 3) 1万人以上10万人未満 4) 10万人以上30万人未満 5) 30万人以上
いつ時点の計数か	令和2年5月31日 時点	
2. 取扱者数		
特定個人情報ファイル取扱者数は500人以上か	[500人未満]	<選択肢> 1) 500人以上 2) 500人未満
いつ時点の計数か	令和2年5月31日 時点	
3. 重大事故		
過去1年以内に、評価実施機関において特定個人情報に関する重大事故が発生したか	[発生なし]	<選択肢> 1) 発生あり 2) 発生なし

III しきい値判断結果

しきい値判断結果
基礎項目評価の実施が義務付けられる

IV リスク対策

1. 提出する特定個人情報保護評価書の種類		
[基礎項目評価書]		<選択肢> 1) 基礎項目評価書 2) 基礎項目評価書及び重点項目評価書 3) 基礎項目評価書及び全項目評価書 2)又は3)を選択した評価実施機関については、それぞれ重点項目評価書又は全項目評価書において、リスク対策の詳細が記載されている。
2. 特定個人情報の入手(情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。)		
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
3. 特定個人情報の使用		
目的を超えた紐付け、事務に必要なのない情報との紐付けが行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
権限のない者(元職員、アクセス権限のない職員等)によって不正に使用されるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託 [<input type="radio"/>] 委託しない		
委託先における不正な使用等のリスクへの対策は十分か	[]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
5. 特定個人情報の提供・移転(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。) [<input type="radio"/>] 提供・移転しない		
不正な提供・移転が行われるリスクへの対策は十分か	[]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
6. 情報提供ネットワークシステムとの接続 [] 接続しない(入手) [] 接続しない(提供)		
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
不正な提供が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
7. 特定個人情報の保管・消去		
特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
8. 監査		
実施の有無	[] 自己点検 [<input checked="" type="radio"/>] 内部監査 [] 外部監査	
9. 従業者に対する教育・啓発		
従業者に対する教育・啓発	[十分に行っている]	<選択肢> 1) 特に力を入れて行っている 2) 十分に行っている 3) 十分に行っていない

変更箇所

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
平成28年8月18日	I 5②所属長	健康福祉政策課長 菊地公英	健康福祉政策課長 久保敏隆	事後	定期見直しによる修正
平成29年8月4日	I 5②所属長	健康福祉政策課長 久保敏隆	健康福祉政策課長 神登喜彦	事後	定期見直しによる修正
平成29年10月19日	I 3 法令上の根拠	(末尾に追加)	(独自利用事務) ・番号法第9条第2項 ・青森県行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律施行条例の一部を改正する条例第3条第1項 別表第一の4の項	事後	独自利用事務に係る条例改正に伴う修正
平成29年10月19日	I 4②法令上の根拠	(末尾に追加)	(独自利用事務) ○番号法第19条第8号 ○青森県行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律施行条例の一部を改正する条例第3条第1項 別表第一の4の項(情報連携は平成30年3月以降)	事後	独自利用事務に係る条例改正に伴う修正
平成30年11月6日	I 3 法令上の根拠	・行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(平成25年法律第27号。以下「番号法」という。)第9条第1項 別表第一の15の項 ・番号法別表第一の主務省令で定める事務を定める命令(別表第一省令)第15条第1号、第2号、第3号、第4号、第5号、第6号及び第7号	・行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(平成25年法律第27号。以下「番号法」という。)第9条第1項 別表第一の15の項 ・番号法別表第一の主務省令で定める事務を定める命令(別表第一省令)第15条	事後	主務省令の改正に伴う修正
平成30年11月6日	I 4②法令上の根拠	○番号表第19条第7号 別表第二 ・情報照会の根拠 26の項 ・情報提供の根拠 9の項、10の項、14の項、16の項、24の項、26の項、27の項、28の項、30の項、31の項、50の項、54の項、61の項、62の項、64の項、70の項、87の項、90の項、94の項、104の項、106の項、108の項、116の項、120の項 ○番号法別表第二で定める事務及び情報を定める命令 ・事務 第19条第1号から第5号まで	○番号表第19条第7号 別表第二 ・情報照会の根拠 26の項 ・情報提供の根拠 9の項、10の項、14の項、16の項、18の項、20の項、21の項、24の項、26の項、27の項、28の項、30の項、31の項、37の項、38の項、50の項、53の項、54の項、61の項、62の項、64の項、70の項、87の項、90の項、94の項、104の項、106の項、108の項、116の項、119の項 ○番号法別表第二で定める事務及び情報を定める命令 ・事務 第19条	事後	法改正に伴う修正

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
平成30年11月6日	I 4②法令上の根拠 (前項の続き)	・情報 第8条第1号イ、同条第2号イ、第9条第1号イ、同条第2号イ、同条第3号イ、第11条第1号イ、第12条第1号へ、同条第2号イ、同条第3号ホ、同条第4号、第17条第1号、第19条第1号チ、同条第2号から第5号まで、第20条第4号から第7号まで、同条第9号ロ、同条第10号、第21条第1号ハ、同条第4号、同条第5号、同条第7号から第9号まで、第22条第2号から第5号まで、同条第7号、同条第9号、同条第10号、第28条第1号ハ、同条第2号から第10号まで、第32条第1号イ、同条第2号イ、第33条第3号、第35条第1号、第39条第1号、第44条第1号チ、同条第2号から第5号まで、第47条第2号イ、同条第3号イ、同条第4号イ、同条第5号イ、同条第6号イ、同条第7号イ、同条第8号イ、同条第9号イ、同条第10号イ、同条第11号イ、第52条、第53条第1号ハ、同条第2号ハ、同条第3号ハ、第55条第1号イ、同条第2号イ、同条第3号イ、同条第4号イ	・情報 第8条第1号イ、同条第2号イ、第9条第1号二、同条第3号ロ、同条第4号二、第11条第1号二、同条第2号ロ、同条第4号イ、第12条第1号リ、同条第2号ト、同条第3号ハ、同条第6号ト、同条第8号ヌ、第14条3号イ、第17条第1号、第19条第1号ヌ、同条第2号から6号、第20条第4号から7号まで、同条第9号ロ、同条第10号、第21条第1号ハ、同条第4号及び5号、同条第7号から9号まで、第22条第2号から6号まで、同条第8号、同条第10号及び11号、第23条第1号、第24条第1号、第26条の4第1号、第27条第3号イ、第28条第1号ハ、同条第2号から5号まで、同条第7号から9号まで、第32条第1号イ、同条第2号イ、第33条第3号、第35条第1号、第39条第1号、第44条第1号ヌ、同条第2号から6号まで、第47条第2号イ、同条第3号イ、同条第4号イ、同条第5号イ、同条第6号イ、同条第7号イ、同条第8号イ、同条第9号イ、同条第10号イ、同条第11号イ、同条第12号イ、同条第13号イ、同条第14号イ、同条第15号イ、同条第16号イ、同条第17号イ、同条第18号イ、同条第19号イ、同条第20号、同条第21号、同条第22号イ、同条第23号イ、第52条、第53条第1号二、同条第2号二、同条第3号ハ、第55条第1号リ、同条第6号へ、同条第7号ハ、同条第9号ホ、同条第10号ハ、同条第11号ホ、第59条の2第1号リ、同条第2号から5号、第59条の3第1号イ、同条第2号イ	事後	法改正に伴う修正
平成30年11月6日	I 5②所属長の役職名	—	課長	事後	様式変更に伴う修正
平成30年11月6日	II 1 対象人数(計数の時点)	平成29年6月30日時点	平成30年6月30日時点	事後	
平成30年11月6日	II 2 取扱者人数(計数の時点)	平成29年6月30日時点	平成30年6月30日時点	事後	
令和1年6月25日	II 1 対象人数(計数の時点)	平成30年6月30日時点	令和1年5月31日時点	事後	
令和1年6月25日	II 2 取扱者人数(計数の時点)	平成30年6月30日時点	令和1年5月31日時点	事後	
令和1年6月25日	IV リスク管理	なし	新規項目	事後	基礎項目評価書の様式変更に伴う修正
令和2年9月29日	I 1②事務の概要	(末尾に追加)	8 進学準備給付金を支給する場合は、システムにおいて支給決定を行う。	事後	法改正に伴う修正

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和2年9月29日	I 4②法令上の根拠	○番号表第19条第7号 別表第二 ・情報照会の根拠 26の項 ・情報提供の根拠 9の項、10の項、14の項、16の項、18の項、20の項、21の項、24の項、26の項、27の項、28の項、30の項、31の項、37の項、38の項、50の項、53の項、54の項、61の項、62の項、64の項、70の項、87の項、90の項、94の項、104の項、106の項、108の項、116の項、119の項	○番号表第19条第7号 別表第二 ・情報照会の根拠 26の項 ・情報提供の根拠 9の項、10の項、14の項、16の項、18の項、20の項、21の項、24の項、26の項、27の項、28の項、30の項、31の項、37の項、38の項、50の項、53の項、54の項、61の項、62の項、64の項、70の項、87の項、90の項、94の項、104の項、106の項、108の項、116の項、120の項	事後	法改正に伴う修正
令和2年9月29日	I 4②法令上の根拠 (前項の続き)	○番号法別表第二で定める事務及び情報を定める命令 ・情報 第8条第1号イ、同条第2号イ、第9条第1号二、同条第3号ロ、同条第4号二、第11条第1号二、同条第2号ロ、同条第4号イ、第12条第1号リ、同条第2号ト、同条第3号ハ、同条第6号ト、同条第8号又、第14条3号イ、第17条第1号、第19条第1号又、同条第2号から6号、第20条第4号から7号まで、同条第9号ロ、同条第10号、第21条第1号ハ、同条第4号及び5号、同条第7号から9号まで、第22条第2号から6号まで、同条第8号、同条第10号及び11号、第23条第1号、第24条第1号、第26条の4第1号、第27条第3号イ、第28条第1号ハ、同条第2号から5号まで、同条第7号から9号まで、第32条第1号イ、同条第2号イ、第33条第3号、第35条第1号、第39条第1号、第44条第1号又、同条第2号から6号まで、第47条第2号イ、同条第3号イ、同条第4号イ、同条第5号イ、同条第6号イ、同条第7号イ、同条第8号イ、同条第9号イ、同条第10号イ、同条第11号イ、同条第12号イ、同条第13号イ、同条第14号イ、同条第15号イ、同条第16号イ、同条第17号イ、同条第18号イ、同条第19号イ、同条第20号、同条第21号、同条第22号イ、同条第23号イ、第52条、第53条第1号二、同条第2号二、同条第3号ハ、第55条第1号リ、同条第6号ヘ、同条第7号ハ、同条第9号ホ、同条第10号ハ、同条第11号ホ、第59条の2第1号リ、同条第2号から5号、第59条の3第1号イ、同条第2号イ	○番号法別表第二で定める事務及び情報を定める命令 ・情報 第8条第1号イ、同条第2号イ、第9条第1号二、同条第3号ロ、同条第4号二、第11条第1号二、同条第2号ロ、同条第4号イ、第12条第1号又、同条第2号チ、同条第3号ハ、同上第4号リ、同条第6号チ、同条第8号又、第13条第2号イ、第14条3号イ、第17条第1号、第19条第1号又、同条第2号から6号、第20条第4号から5号及び7号から8号、同条第10号ロ、同条第11号、第21条第1号ハ、同条第5号及び6号、同条第8号から10号、第22条第2号から6号、同条第8号、同条第10号及び11号、第23条第1号、第24条第1号、第25条第8号ロ、第26条の4第1号、第27条第3号イ、第28条第1号ハ、同条第2号から5号、同条第7号から9号、第32条第1号イ、同条第2号イ、第33条第3号、第35条第1号、第39条第1号、第44条第1号又、同条第2号から6号、第47条第2号イ、同条第3号イ、同条第4号イ、同条第5号イ、同条第6号イ、同条第7号イ、同条第8号イ、同条第9号イ、同条第10号イ、同条第11号イ、同条第12号イ、同条第13号イ、同条第14号イ、同条第15号イ、同条第16号イ、同条第17号イ、同条第18号イ、同条第19号イ、同条第20号イ、同条第21号イ、同条第22号イ、同条第23号イ、第52条、第53条第1号ホ、同条第2号二、同条第3号ハ、第55条第1号リ、同条第6号ヘ、同条第7号ハ、同条第9号ホ、同条第10号ハ、同条第11号ホ、第59条の2第1号リ、同条第2号から5号、第59条の3第1号イ、同条第2号イ	事後	法改正に伴う修正
令和2年9月29日	II 1 対象人数	1万人以上10万人未満	1,000人以上1万人未満	事後	再評価時の見直しによる変更

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和2年9月29日	II 1 対象人数(計数の時点)	令和1年5月31日時点	令和2年5月31日時点	事後	再評価時の見直しによる変更
令和2年9月29日	IV8. 監査 実施の有無	なし	[○]外部監査	事後	再評価時の見直しによる変更
令和3年9月8日	I 4②法令上の根拠	○番号表第19条第7号 別表第二 ・情報照会の根拠 26の項 ・情報提供の根拠 9の項、10の項、14の項、16の項、18の項、20の項、21の項、24の項、26の項、27の項、28の項、30の項、31の項、37の項、38の項、50の項、53の項、54の項、61の項、62の項、64の項、70の項、87の項、90の項、94の項、104の項、106の項、108の項、116の項、120の項	○番号法第19条第8号 別表第二 ・情報照会の根拠 26の項 ・情報提供の根拠 9の項、10の項、14の項、16の項、18の項、20の項、21の項、24の項、26の項、27の項、28の項、30の項、31の項、37の項、38の項、50の項、53の項、54の項、61の項、62の項、64の項、70の項、87の項、90の項、94の項、104の項、106の項、108の項、116の項、120の項	事後	法改正に伴う修正
令和3年9月8日	I 4②法令上の根拠 (前項の続き)	○番号法第19条第8号	○番号法第19条第9号	事後	法改正に伴う修正
令和3年9月8日	IV8. 監査 実施の有無	[○]外部監査	なし	事後	外部監査対象の変更